

# 1月定例農業委員会 会議録

平成31年1月18日

日 時 平成31年1月18日 16時開催

開催場所 直島町役場2F大会議室

出席者 (委員) 西村 和雄 ・ 高田 洋一 ・ 大山 一郎 ・ 和島 輝男 ・ 西岡 幸子 ・ 大林 茂樹 ・ 堺谷 末廣  
(事務局) 豊田 壘  
荒木 慶悟 建設経済課長

署名委員 和島 輝男 ・ 西岡 幸子

議 題 (1) 農地法第5条の規定による許可申請について  
(2) その他

西村会長	本日の署名委員は、和島委員と西岡委員にお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>         今月は、農地法5条関係の申請が1件出てきております。          農地法第5条第1項の規定による許可申請書と書かれた資料をご覧ください。          内容は、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの農地を取得し、宿泊施設とするため、所有権を移転するものです。          土地の所在は、次のページにあるように横防の〇〇〇〇にある畑3筆です。          現地確認は、1月15日(火)に、会長と、高田さんと、大林さんで行っております。          転用面積は、3筆合わせて1,372㎡となります。          利用計画は、次のページの土地利用計画図にあるように、土地の中央に管理棟1棟と、その西側にキャンプサイト、北側にソーラーパネルを設置する計画になっています。          資金計画は、土地代、建築費、設備費を全て自己資金で賄うものです。          申請地は、第2種農地です。          他法令により許認可等が必要なものについては、ソーラーパネルの設置にあたり、再生可能エネルギー特別措置法による設備認定申請が必要で、これを提出し、承諾されております。          転用に及んだ理由ですが、海が見える場所、フェリー乗場に近い場所で探していましたが、該当する土地が限られ、計画実行可能な土地を見つけることが困難だった中、申請地は閑静な集落内にあり、周辺への影響は少なく、海が見え、港から徒歩圏内にある立地で、地権者からも売却の承諾を得ることができたことから転用申請に及んだものです。          被害防除計画も適正に計画されており、候補地の比較検討も適正になされていることなどから、事務局としては許可相当と判断いたしますが、委員のみなさまのご審議をお願いいたします。       </p>
西村会長	今説明があったように15日に現地確認に行きました。真ん中の土地は果物を植えていました。で収穫できるような感じやった。2枚目のこれはどこ。
事務局	候補地の比較検討で、Bは申請地の手前の所で、Cは追出の所です。
西村会長	場所はわかるかな。〇〇〇〇のところ。一番端のところ。
大山委員	分かる。農地パトロールで皆で見て、山の上に何か建つとるって話したところやろ。
西村会長	どうですか。いいですか。

全 委 員	異議なし。
西 村 会 長	それでは承認します。次の議題をお願いします。
事 務 局	<p>非農地証明願が1件出てきております。  申請の場所は、屏風島にある畑2筆で、所有者は2筆とも〇〇〇〇さんです。  現地確認は、1月16日(水)に会長と、高田さんで行っております。  場所は、資料をめくって、位置地図にありますように、〇〇〇〇さん宅の北側に〇〇〇〇番地の296㎡と、道を挟んで西側の〇〇〇〇番地の93㎡です。非農地となった理由や状況については、耕作放棄のため、長年経過し山林化したとのことです。  また、写真が添付されていますが、その写真のとおり、どちら土地も木が生え、笹が生い茂っていて山林化しておりました。  事務局としましては、非農地ということで問題ないと考えますが、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
堺 谷 委 員	この前証明したところの近くなん。
西 村 会 長	前にイノシシがかかったやない。あその手前の方。竹やぶの方やな。やから全然使よらんところやな。場所も場所やし問題ないと思いますが、どうですか。
全 委 員	異議なし。
西 村 会 長	他にありませんか。なければこれで終わります。皆さんご苦労様でした。

平成31年1月18日16時20分 閉会

直島町農業委員会

会 長



署名委員



署名委員

